

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

厚生労働省医薬食品局審査管理課

個別症例安全性報告の電子的伝送に関する質疑応答集（Q&A）について

個別症例安全性報告（ICSR）の電子的伝送につきましては、「個別症例安全性報告の電子的伝送に係る実装ガイドについて」（平成25年7月8日付け薬食審査発0708第5号・薬食安発0708第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知）及び「個別症例安全性報告の電子的伝送に係る実装ガイドの修正等について」（平成27年2月2日付け薬食審査発0202第1号・薬食安発0202第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知）により、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知したところです。

今般、日米EU医薬品規制調和国際会議において標記Q&Aが合意されたことを受けて、別添のとおりその和訳をお送りいたしますとともに、その内容に関する質問やコメントの提出先のメールアドレス（ich-e2b-r3@pmda.go.jp）をお知らせいたしますので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを日本製薬団体連合会他関連団体宛てに発出していることを申し添えます。





日米 EU 医薬品規制調和国際会議

ICH E2B(R3) 専門家作業部会

個別症例安全性報告 (ICSR) の電子的伝送

Q & A

バージョン 1.00

2014年11月12日

変更履歴

バージョン	日付	詳細
1.00	2014年11月12日	ICH運営委員会により承認

本 Q&A は E2B(R3)実装ガイド (IG) パッケージの明確化された統一的解释を提供するものであり、IG パッケージと併用し内容を確認すべきものである。本 Q&A は、ICH 参加国や参加地域における個別症例安全性報告 (ICSR) の電子的伝送の実装を円滑にするものである。

医薬品製造販売業者、規制当局及びソフトウェアベンダーに対し、実装に関連する質問を ICH E2B(R3) IWG に提出するよう働きかけ、ICH E2B(R3) IWG が ICH の所定の手続きに従ってこれらの質問に対する回答を作成した。

報告期限や地域特有の要件など、E2B(R3)ガイドランスに記載されていない事項に関する質問については、各地域で発行されているガイドランス等を参照されたい。

本 Q&A の今後の更新は、ICH のウェブサイトで公表される。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0001	IG バージョン 5.01	N/A	<p>ICH のデータ型「AN」ではスペースは使用可能か？</p> <p>ICH のデータ型「AN」では UTF8 にリストされている文字が使用可能か？</p>	<p>原則として、ICH の「AN」データ型ではスペースや UTF8 にリストされているいくつかの特殊文字を含め、どのような文字でも許容される。ただし、XML メッセージでは、「>」や「<」のような一部の記号は許容されない。詳しい説明は、ICH ICSR IG の 3.6 項を参照されたい。</p> <p>また、ICH の「AN」データ型が指定されている ICH データ項目は、ISO/HL7 27953-2 ICSR メッセージ標準規格のデータ型と必ずしも 1 対 1 対応しているわけではない。許容されるデータの表示は実装によって異なる場合がある。</p> <p>例えば、ICH F.r.4 の「正常範囲低値」と ICH F.r.5 の「正常範囲高値」では、ICH AN データ型の使用が指定されている。しかし ISO/HL7 27953-2 メッセージ標準規格では、使用可能な XML スキーマ値は HL7 xsi:型コード指定の物理量 (PQ) に制限される。HL7 PQ のデータ型は、二つの XML スキーマ属性、すなわち値と単位として表される。値のデータ型は HL7 REAL であり、単位は UCUM コードとして表示される。HL7 データ型の使用と詳細は、ISO/HL7 27953-2 Annex F HL7 Data Type Specification を参照されたい。</p> <p>ICH ICSR IG の関連データ項目の「記載ルール」では、伝送において ICH AN データ型を HL7 データ型で表現する際に参考となる情報や具体例が提示されている。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG000 2	IG パー ジョン 5.01	N/A	<p>NI が許容値にない項目でも、NI を使用することは可能か？</p> <p>なぜなら、NI の説明には、「この例外値からはいかなる情報も推測できない。これは最も一般的な例外値である。例外値の初期値でもある。」と記載されているからである。</p>	<p>許容されない。許容されるのは IG 及び Q&A において、個々の項目に指定されている Null Flavor だけである。</p> <p>Q&A で指定された Null Flavor の設定値によって、IG に記載されている許容値は置き換えられる。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0003	IG パー ジョン 5.01	N/A	UCUM のリストが見つからないが どのウェブサイトを参照すればよ いか？	仕様をダウンロードするためのリンクを含め、UCUM についての情報は http://unitsofmeasure.org/trac/ を参照すること。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IW/G0004 2014年 11月 10日	IGバージョン 5.01	N/A	XMLスキーママでは、いくつかの属性に対して既定値 (default value) が定義されているかが？	ISO/HL7 スキーマファイルでは、例えば PQ データ型では unit='1'、ED データ型では mediaType='text/plain' のように、特定の属性に既定値 (default value) が自動的に入力される。ICSR の送信者は、既定値 (default value) を、送信するデータに関連する適切な値に置き換える必要がある。例えば、物理量 (PQ) の測定単位を表示するためには適切な UCUM コードを使用し、カプセル化データ (ED) のためには適切なメディア型を使用する必要がある。パーセントを抑制するため、送信すべき情報がない場合、送信者は任意のデータ項目のタグを削除するべきである。例えば、患者の年齢は任意のデータ項目であり、年齢が分かっていない場合、送信者は年齢の observation class 全体を削除するべきである。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0005 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	N/A	ICSR のための XML ファイルを作成する際に、送信者が考慮しなければならぬことはあるか？	送信者は、ICH IG と各地域の IG だけでなく、参照インスタンスや技術的情報などの付録も参照する必要がある。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWC0006 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	N/A	IG パージョン 5.01 の付録 II (C) 「ISO 8601 準拠 XML 例」に記載されているように、時刻の末尾に「Z」を追加するとパーエラーとなった。送信者が、例えば 199411051315Z、20090601231105.5Z、20090601231105Z、200906012331Z、2009060123Z のような日付や時刻の表現を使用することはできるか？	できない。付録 II (C) に記載されている例は適切ではなく、時刻の末尾には「Z」をつけてはならない。 XML スキーマは時間帯 (タイムゾーン) の値を <xs:pattern value="[0-9]{1,8}([0-9]{9,14}[0-9]{1,4})?"/> と定義しており、IG の付録 II (B) 「時間帯」には、「構文規則は「CCYYMMDDHHMMSS.UUUU[+-ZZzz]」で、より曖昧な表記にするために右側から桁を省略してもよい。」と記載されている。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0007 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	N/A	ICH E2B(R3) ICSR メッセージにおいて、コードは大文字と小文字を区別して使用すべきか、それとも区別せずに使用すべきかについての説明がない。	ICH E2B(R3) ICSR メッセージでは、コードは大文字と小文字を区別して使用しなければならぬ。 大文字と小文字の区別についての詳細な情報は、各地域のガイダンスを参照されたい。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0008 2014年11月10日	IGバージョン 5.01	N/A	<p>HL7の Null Flavorの使用には、構文解析 (parsing) に関する非常に特殊なルールの実装が要求される。ただし、ICSR のファイル検証 (file validation) においては必要の無い場合もある。ICSR のファイル検証 (file validation) では、データ項目 (データ型) ごとに HL7 Null Flavor が適切かどうかのチェックを行うが、バックエンドシステムの構文解析 (parsing) ルールでは異なっている。これはデータベースでデータが実際にどのように表示/検索されるかに影響するためである。</p> <p>例-NI 値を持つデータフィールドを日付/時間用に構造化されているフィールドに当てはめることはできない。</p>	<p>MSK (Masked) や NI (No Information)、UNK (Unknown) など、HL7 Null Flavor の値に対するサポートは実装によって異なる場合がある。ICH E2B(R3) IG に定義されている Null Flavor を用いてプロセスを取得し、適合メッセージを再構築できるように、システムを設計すること。</p>

E2B(R3) Q & A			
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問
E2B(R3) IWG0009	IG パー ジョン 5.01	N/A	ある男性が薬物療法を開始した後で、彼のパートナーが妊娠したとする。その後、彼女は流産してしまっ た。 a) この場合、有害事象は流産であるか？ b) 報告における患者は父親か？それとも母親か？ c) 医薬品の投与経路は父親の投与経路か？
			以下に提示するのは、この質問に対する簡略的な回答である。親、子/胎児、又はこれらの両方に関する様々な事例も合わせて提示する。 a) その通り。この症例における有害事象は、母親の流産である。 b) 患者は母親である。 c) その通り。投与経路は父親の被疑薬の投与経路である。 事例1 流産、母親に医薬品を投与した場合 患者 (D) 母親 有害事象 (E) 流産 医薬品欄 (G) 母親が使用した製品 投与経路 (G.k.4.r.10) 母親への投与経路 事例2 流産、父親に医薬品を投与した場合 患者 (D) 母親 有害事象 (E) 流産 医薬品欄 (G) 父親が使用した製品 投与経路 (G.k.4.r.10) G.k.4.r.10.1 に Null Flavor として「UNK」を使用する。 記述部分に父親及び母親についての情報を記載する。 3 (父親が使用した医薬品) 医薬品に関するその他の情報 (G.k.10.r)
			回答

E2B(R3) Q & A																													
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問																										
			<p>事例3 胎児又は授乳中の乳児が母親を通じて薬剤に曝露され、なおかつ副作用／有害事象を発現した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>患者 (D)</td> <td>乳児／胎児</td> </tr> <tr> <td>有害事象(E)</td> <td>乳児／胎児に発現した有害事象</td> </tr> <tr> <td>医薬品欄 (G)</td> <td>母親が使用した製品</td> </tr> <tr> <td>投与経路 (G.k.4.r.10)</td> <td>通常は経乳等の間接曝露となる。</td> </tr> <tr> <td>親への投与経路 (G.k.4.r.11)</td> <td>母親への投与経路</td> </tr> <tr> <td>親－子／胎児報告における、親に関する情報 (D.10)</td> <td>D項の利用の手引きに準拠する母親の情報</td> </tr> </table> <p>事例4 子／胎児が父親に投与された薬剤によって副作用／有害事象を発現した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>患者 (D)</td> <td>子／胎児</td> </tr> <tr> <td>有害事象(E)</td> <td>子／胎児に発現した有害事象</td> </tr> <tr> <td>医薬品欄 (G)</td> <td>父親が使用した製品</td> </tr> <tr> <td>投与経路 (G.k.4.r.10)</td> <td>G.k.4.r.10.1 に Null Flavor として「UNK」を使用する。 記述部分に父親及び母親についての情報を記載する。</td> </tr> <tr> <td>親への投与経路(G.k.4.r.11)</td> <td>父親への投与経路</td> </tr> <tr> <td>医薬品に関するその他の情報 (G.k.10.r)</td> <td>3 (父親が使用した医薬品)</td> </tr> <tr> <td>親－子／胎児報告における、親に関する情報 (D.10)</td> <td>D項の利用の手引きに準拠する父親の情報</td> </tr> </table>	患者 (D)	乳児／胎児	有害事象(E)	乳児／胎児に発現した有害事象	医薬品欄 (G)	母親が使用した製品	投与経路 (G.k.4.r.10)	通常は経乳等の間接曝露となる。	親への投与経路 (G.k.4.r.11)	母親への投与経路	親－子／胎児報告における、親に関する情報 (D.10)	D項の利用の手引きに準拠する母親の情報	患者 (D)	子／胎児	有害事象(E)	子／胎児に発現した有害事象	医薬品欄 (G)	父親が使用した製品	投与経路 (G.k.4.r.10)	G.k.4.r.10.1 に Null Flavor として「UNK」を使用する。 記述部分に父親及び母親についての情報を記載する。	親への投与経路(G.k.4.r.11)	父親への投与経路	医薬品に関するその他の情報 (G.k.10.r)	3 (父親が使用した医薬品)	親－子／胎児報告における、親に関する情報 (D.10)	D項の利用の手引きに準拠する父親の情報
患者 (D)	乳児／胎児																												
有害事象(E)	乳児／胎児に発現した有害事象																												
医薬品欄 (G)	母親が使用した製品																												
投与経路 (G.k.4.r.10)	通常は経乳等の間接曝露となる。																												
親への投与経路 (G.k.4.r.11)	母親への投与経路																												
親－子／胎児報告における、親に関する情報 (D.10)	D項の利用の手引きに準拠する母親の情報																												
患者 (D)	子／胎児																												
有害事象(E)	子／胎児に発現した有害事象																												
医薬品欄 (G)	父親が使用した製品																												
投与経路 (G.k.4.r.10)	G.k.4.r.10.1 に Null Flavor として「UNK」を使用する。 記述部分に父親及び母親についての情報を記載する。																												
親への投与経路(G.k.4.r.11)	父親への投与経路																												
医薬品に関するその他の情報 (G.k.10.r)	3 (父親が使用した医薬品)																												
親－子／胎児報告における、親に関する情報 (D.10)	D項の利用の手引きに準拠する父親の情報																												

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0010	IG パー ジョン 5.01	N/A	<p>ある企業から、重篤な症例が規制当局に電子報告された。その一方で企業が入手した追加情報により、この症例は非重篤なものであることがわかった。</p> <p>a) この企業は、症例が現時点で非重篤であることを示す新たな報告をする必要があるか？</p> <p>b) この企業は規制当局のデータベースでこの症例を破棄する必要があるか？</p> <p>c) この症例が再び重篤となった場合、この企業は同じ安全性報告識別子を用いて新たに報告する必要があるか？</p>	<p>a) この企業は以前の情報を最新情報で更新し、症例が現在では非重篤であることを示す新たな報告をする必要がある。</p> <p>b) この企業は規制当局のデータベースでこの症例を破棄する新たな報告をする必要はない。</p> <p>c) これは新しい情報になるため、同じ安全性報告識別子を用い、追加報告することが適切である。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0011 2014年 11月 10日	IG バージョン 5.01	N/A	<p>規制当局から企業へ送られてきた報告について、企業は次のように判断するべきか？</p> <p>a) 規制当局が因果関係について「関連があるかもしれない」もしくはそれ以上と評価している。</p> <p>b) 報告者は因果関係について「関連があるかもしれない」もしくはそれ以上と評価している。</p>	<p>a)b)定義によれば、自発報告においては常に副作用が疑われる（すなわち、因果関係は疑われるが確立されていない）。しかしながら、因果関係評価の尺度において「関連があるかもしれない」の定義として世界的に受け入れられているものはない。そのため、この質問に対し正確な回答はできない。因果関係評価の方法を定義し、それに応じた症例報告を評価することは当該企業及び受信者に委ねられる。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0012 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	N/A	E2B R3 IG には、M5 識別子につい ての参照情報がある。これらはまだ 有効であるか確認してほしい。	IG 及びこれに付随する技術文書の M5 識別子に対するすべての参照情報 は、ISO IDMP の用語と識別子に置き換えて解釈されたい ^(注) 。

注) ISO IDMP の用語及び識別子については、ICH E2B でその利用方法の合意がなされるまでは使用せず、各国独自の ID を使用することとされて
いる。日本においては、別途通知で定められているコード及び ID 等を用いること。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0013 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	C.1.1 及 び C.2.r.3	C.2.r.3 の「利用の手引き」には、「送信者が第一次情報源の国を知らな い例外的な場合には、」と記載され ているが、このような症例は想定さ れない。報告者の国コードに E.i.9 が代わりとして入力されることは あるか？	送信者が第一次情報源となる国に関する情報を入力できないという事態 は想定されず、報告者の国コードに E.i.9 が代わりとして入力されること もない。 従って、C.1.1 の「利用の手引き」に記載されている「第一情報源の国が 不明の例外的な状況においては、その副作用／有害事象が発現した国 (E.i.9) のコードを使用する。」という説明も不適切である。 E.i.9 の変更によって、送信者ごとに固有の（症例）安全性報告識別子が 変わることはない。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0014 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	C.1.3 及 び C.2.r	第一情報源に関する情報が最小 限もしくは全くない状態で、規制当 局から ICSR が送信された場合、第 一次情報源と報告者の資格を特定 するにはどうすればよいか？	第一情報源に関する情報が得られない場合は、C.2.r に規制当局を第一 次情報源として入力すること。 この場合、C.2.r.4 の「資格」欄には、Null Flavor として「UNK」を入力し、 C.1.3 の「報告の種類」の欄にはコード「4」（送信者に情報が得られず（不 明））を入力すること。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0015 2014年11月10日	IG パー ジョン 5.01	C.1.5	C.1.5 は適合性が「必須」になっている。送信者が最初に入手した情報のみを保有し、フォローアップ情報がない場合であっても、送信者はこの項目に日付を入力しなければならないのか？	送信者は申付を入力しなければならない。 送信者が最初に入手した情報のみを保有していた場合、最初に入手した情報の日付と最新情報の入手日が同じになるので、送信者は C.1.5 に C.1.4 と同一の申付を入力すること。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0016	IGバージョン 5.01	C.2.r.3	<p>IGバージョン5.01のC.2.r.3「報告者の国コード」の記載ルールには、「C.2.r.5に「1」と入力されている場合、このデータ項目にNull Flavorを入力してはならない。ただし、E.i.9にNull Flavorが入力されていない場合はこの限りでない。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、E.i.9の「副作用／有害事象が発現した国の識別」ではNull Flavorは許容されていない。送信者はC.2.r.3でNull Flavorを使用することができるのか？</p>	<p>使用することはできない。C.2.r.3の記載ルールの説明は適切ではない。E.i.9では2文字の国コード以外は認められない。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0017 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	D.1	<p>IG パージョン 5.01 に記載されている D.1 の Null Flavor の許容値は、付録 I(B) 「E2B(R2)及び E2B(R3)互換性の推奨」 パージョン 2.00 に記載されているものと一致していない。</p> <p>現在、IG には Null Flavor の許容値は MSK であると記載されているのに対し、「E2B(R2)及び E2B(R3)の互換性の推奨」では Null Flavor の許容値は MSK、ASKU、NASK、UNK となっている。</p>	<p>ICH D.1 「患者 (名前又はイニシヤル) 」の Null Flavor の許容値に関する記載ルールは適切ではない。「E2B(R2)及び E2B(R3)互換性の推奨」における 5.6.2 項 「E2B(R3)で必須とされるデータ項目に対する Null Flavor」の表を参照するとともに、5.6.2 項に記載されている D.1 で使用可能となる追加の Null Flavor に関する説明に従うこと。この項には、MSK、ASKU、NASK、UNK の使用方法について記載されている。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0018 2014年11月10日	IGバージョン5.01及びBFCバージョン2.00	D.7.1.r.3 及び D.10.7.1.r.3	付録 I (B)「E2B (R2) 及び E2B (R3) 互換性の推奨」バージョン 2.00 では、「E2B(R3)にアップグレードする場合は、「継続 (患者又は親の関連する治療歴及び随伴症状)」(すなわち、B.1.7.1d 又は B.1.10.7.1d) が E2B (R2) において「3」(不明)である場合、対応する E2B (R3)の項目は Null Flavor (UNK)と示されること」と記載されている。また、「E2B(R2)にダウングレードする場合は、「継続 (患者又は親の関連する治療歴及び随伴症状)」(すなわち、D.7.1.r.3 又は D.10.7.1.r.3)が E2B (R3) において Null Flavor (UNK)である場合、対応する E2B (R2)の項目値は「3」(不明)と示されること」と記載されている。しかしながら、現在、IG には、許容される Null Flavor は MSK、ASK、NASK と記載されている。	D.7.1.r.3 又は D.10.7.1.r.3 の「継続」に対して許容されている Null Flavor の使用に関する記載ルールは適切ではない。 D.7.1.r.3 及び D.10.7.1.r.3 では MSK、ASKU、NASK、UNK が認められる。 D.7.1.r.3 又は D.10.7.1.r.3 における Null Flavor UNK の使用に関して、送信者は、5.6.3 項「任意のコード及び日付に対する Null Flavor」に記載されている E2B(R3)へのアップグレード又は E2B(R2)へのダウングレードについてのガイダンスに従うこと。 この修正は BFC バージョン 2.01 (2014 年 11 月修正) に反映されている。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0019	IGバージョン 5.01	E.i.3.2	<p>E2B(R3)のデータ項目 E.i.3.2 「有害事象ごとの重篤性の基準」について、</p> <p>a) 「不明」や「非重篤」はどのように記載したらいかが？また、このデータ項目に対して許容されている値は何か？</p> <p>b) XML では許容値や「空欄」をどのように記載すべきか？</p>	<p>a) E.i.3.2 は必須の要素であり、「False」はこのデータ要素に許容されている値ではない。この必須のデータ要素は、「true」もしくは Null Flavor = 「NI」を入力しなければならぬ。情報が不明の場合、あるいは事象が非重篤である場合は、「NI」を入力することになる。</p> <p>b) 非重篤である場合、Null Flavor 「NI」を用いて「空欄」とすること。（報告が非重篤である場合であっても）毎回、E.i.3.2 に記載されている6つのすべての基準をXMLに含めること。以下にXMLの例を挙げる。 <code><value xsi:type="BL" nullFlavor="NI" /></code></p>

E2B(R3) Q & A																
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答												
E2B(R3) IWG0020 2014年11月10日	IG パー ジョン 5.01	E.i.4 及 び E.i.5	<p>以下のような E.i.4 及び E.i.5 の場合、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象の順 序</th> <th>E.i.4 発現日</th> <th>E.i.5 終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事象 1</td> <td>2010年 2月1日</td> <td>2010年 2月2日</td> </tr> <tr> <td>事象 2</td> <td>2010年 2月3日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事象 3</td> <td>-</td> <td>2010年 1月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表において空欄となっている発現日と終了日についてどのような日付を入力すべきか？ IG に従い、最初の副作用の発現日と最後の副作用の終了日を入力しなければならぬとすると、報告内容が正しくないものとなる。</p>	事象の順 序	E.i.4 発現日	E.i.5 終了日	事象 1	2010年 2月1日	2010年 2月2日	事象 2	2010年 2月3日	-	事象 3	-	2010年 1月1日	<p>送信者は、個々の事象に対して最も正確な情報を入力すべきである。送信者が情報を把握していない場合は、発現日や終了日、あるいはその両方が空欄であっても差し支えない。正確な日付が入力できない場合、任意の事象に対して日付を空欄にするか、あるいは推測日を入力するかは送信者の臨床学的判断に委ねられる。事象に関連があると考えられる(すなわち、事象 1 が事象 2 の徴候又は症状である) 場合、適宜、両方の事象に対して最も早い発現日や最も遅い終了日を使用することは臨床的に合理的であると考えられる。ただし、明瞭な臨床的根拠がない限り、送信者は日付を推測するべきではない。このような根拠がある場合は、それを症例の記述情報に記載すること。</p>
事象の順 序	E.i.4 発現日	E.i.5 終了日														
事象 1	2010年 2月1日	2010年 2月2日														
事象 2	2010年 2月3日	-														
事象 3	-	2010年 1月1日														

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0021 2014年11月10日	IGバージョン 5.01	F.r.3.1	<p>検査結果 (コード) について、ICHの文書には「任意。ただし F.r.2 に入力があり、F.r.3.2 及び F.r.3.4 に入力がない場合は必須。」と記載されている。これに対し、EU の IG では、「F.r.2.2b に入力があり、F.r.3.2 又は F.r.3.4 に入力がない場合は必須。」と記載されている。F.r.3.2 及び F.r.3.4 にも同様の矛盾が見られることから、ここで使用されている「又は」／「及び」の意味を明確化する必要がある。</p>	<p>F.r.3.1 の適合性に関する説明は次の通りである。 任意。ただし、F.r.2 に入力され、かつ F.r.3.2 も F.r.3.4 も入力されない場合は必須。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0022	2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	F.r.3.2 ICH E2B(R3)では、Null Flavor の「NINF」と「PINF」はどのように実装されるのか？	<p>空のデータ項目を送信する場合、データがないことの理由を規格化された方法でコード化するために Null Flavor が使用される。これにより、必須項目に送信する内容がなくても、有効なメッセージを作成することが可能となる。</p> <p>ICH E2B(R3)では、Null Flavor の「NINF」 (負の無限大数) 及び「PINF」 (正の無限大数) は、ICH E2B(R3) F.r.3.2 「検査結果 (値/限定子)」のみで使用され、また、その項目が (不明の) 無限大数を含む範囲 (例えばデータ型 IVL<...>など) を説明する場合の使用に限られる。例えば、「3以上」という概念は、「3」から、3 を超えるすべての (不明の) 数などの「正の無限大数」の範囲として表現される。</p>

E2B(R3) Q & A			
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問
E2B(R3) IWG0023 2014年11月10日	IGバージョン5.01	F.r.3.2	IGバージョン5.01のF.r.3.2「検査結果(値/限定子)」に対する利用の手引きには、「適宜、値に限定子の記号を追加してもよい。使用できる限定子は、「より大きい」、「より小さい」、「以上」、「以下」である。」と記載されている。しかしながら、許容値は数字と Null Flavor (NINF 及び PINF) とされている。送信者は限定子の記号 (<, >, ≤, ≥) を追加できるのか?
			<p>回答</p> <p>送信者はこのデータ項目に限定子の記号を追加することはできない。このデータ項目は検査結果の値(量)を入力するものである。ICSRメッセージの場合、このデータ項目は、複数の属性による複合的なデータ型である HL7 IVL_PQ データ型で表わされる。Null Flavorの「正の無限大数(PINF)」と「負の無限大数(NINF)」はそれぞれ、特定の値「より大きい」、特定の値「より小さい」ことを表わすために使用される。以下に、あるきつかりの値、特定の値よりも大きい値、特定の値よりも小さい値を持つ検査結果の例を示す。</p> <p>検査結果 = 10 (mg/dl) <code><value xsi:type="IVL_PQ"><center value="10" unit="mg/dl"/></code></p> <p>検査結果 < 10 (mg/dl) <code><value xsi:type="IVL_PQ"><low nullFlavor="NINF"/><high value="10" unit="mg/dl" inclusive="false"/></value></code></p> <p>検査結果 ≤ 10 (mg/dl) <code><value xsi:type="IVL_PQ"><low nullFlavor="NINF"/><high value="10" unit="mg/dl" inclusive="true"/></value></code></p> <p>検査結果 > 10 (mg/dl) <code><value xsi:type="IVL_PQ"><low value="10" unit="mg/dl" inclusive="false"/><high nullFlavor="PINF"/></value></code></p> <p>検査結果 ≥ 10 (mg/dl) <code><value xsi:type="IVL_PQ"><low value="10" unit="mg/dl" inclusive="true"/><high nullFlavor="PINF"/></value></code></p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0024	2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	F.r.3.3 検査結果の値に適切な UCUM コー ドや単位 (例えば国際標準比、INR) がない場合、あるいは検査結果の単 位が不明の場合、検査結果はどのよ うに入力したらよいか?	このような場合、送信者は F.r.3.4 の非構造化データとして値と単位を入 力すること。

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0025 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	G.k.7.r.1 及 び G.k.7.r.2 b	E2B IG では、自由記載項目である G.k.7.r.1 は任意項目であるが、 G.k.7.r.2b の記載ルールを確認する と、Null Flavor の使用が必須である ことを示唆している。	「未特定」や「不明」を表現する場合には、自由記載ではなく、Null Flavor を用いて表現するべきである。

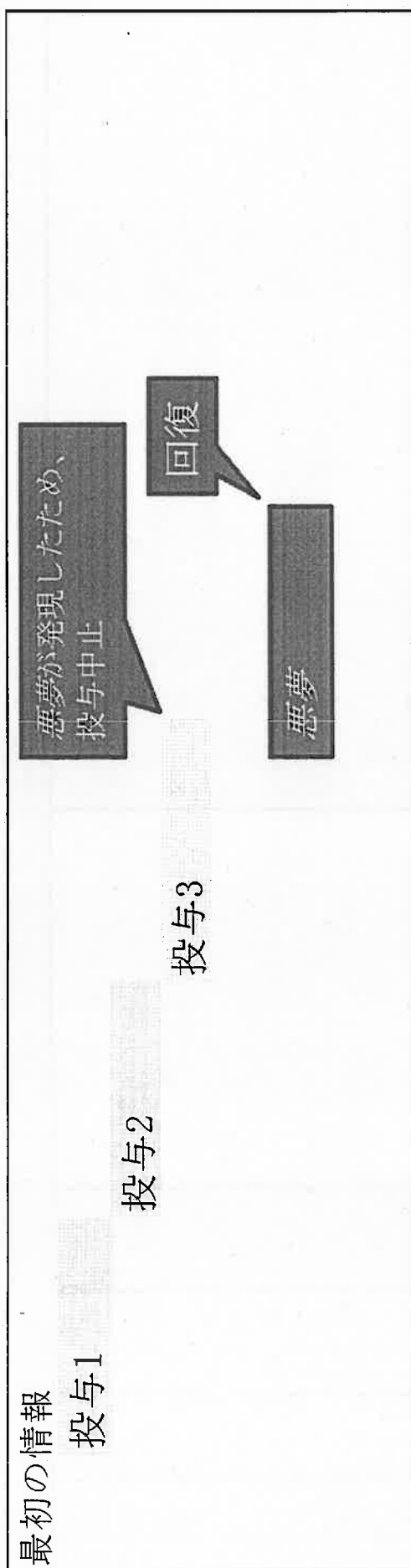
E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0026 2014年 11月 10日	IG パー ジョン 5.01	G.k.8	<p>a) G.k.4.r.8やG.k.4.rの繰り返しなどの、有害事象回復後の再投与の情報は何のように入力すべきか？</p> <p>b) 薬剤に対して複数の「投与量及び関連情報」(G.k.4.r)がある場合、G.k.8にどの情報を使用すればよいか？</p> <p>c) 薬剤の中止後、又は薬剤の一時中止後の再投与を識別することは可能か？</p>	<p>a)からc)までの質問に対する回答を以下の例示に要約する。</p> <p>このデータ項目 (G.k.8) は繰り返し可能なものではなく、報告者によって報告された副作用/有害事象の結果として被疑薬に対して取られた処置を入力する。このデータ項目は G.k 医薬品情報の「親」インスタンスの範囲内であり、G.k 医薬品情報の個々のインスタンスに対して一つの処置しか入力することができない。</p> <p>このデータ項目は独自の「時間」要素と関連付けられていないため、G.k.8「医薬品に対して取られた処置」に関連する「時間」は有害事象の発現時となる。G.k.4「投与量及び関連情報」と、E.i.4「副作用/有害事象の発現日」に入力されている副作用/有害事象の発現日を複合的に分析することで、受信者はその副作用/有害事象に関連するG.k.4「投与量及び関連情報」を特定することが可能となる。</p> <p>副作用/有害事象の転帰に関する情報は、E.i.7「最終観察時の副作用/有害事象の転帰」に入力される。薬剤の再投与後、副作用/有害事象が再発しない場合は、G.k.9.i.4「再投与で副作用は再発したか？」は「2」（再投与を行ったが、副作用は再発しなかった）となり、E.i.7「最終観察時の副作用/有害事象の転帰」は「1=回復」となる。</p> <p>別添 A に例を示す。</p>

E2B(R3) Q & A				
承認日	文書	E2B (R3) データ項目	質問	回答
E2B(R3) IWG0027 2014年11月10日	IG パー ジョン 5.01	G.k.10.r	「偽造医薬品の可能性」を報告する 場合のコードについて、明確にして ほしい。	G.k.10.r では、偽造医薬品と疑われる場合又は偽造医薬品と確認した場合の 両方に対して「1」を選択するとともに、E.i.2.1b に適切な MedDRA 用語を 選択すること。また、症例の記述情報に説明を記載すること。当該製品が 偽造医薬品でないことを確認できる新たな情報を受領した場合は、追加情 報として G.k.10.r を適切に変更すること。当該製品が偽造医薬品として確認 された場合、送信者は H.3.r に適切な MedDRA コードを使用し、症例の記 述情報に説明を記載すること。

別添 A

E2B(R3)JWG0026 の例

ある患者が禁煙用薬剤の使用を開始したと想定する。2週間にわたり、投与量を漸増した。使用開始から4週間後に患者に悪夢が発現した。薬剤の使用を中止したところ、その後、この副作用/有害事象は消失した。



親の要素	親の値	子の要素	子の値
C.1.5 本報告の最新情報入手日	2月2日		
G.k.2 医薬品の識別	k=1 「禁煙補助薬」		
G.k.8 医薬品に対して取られた処置	k=1 「投与中止」		
		k=1, f=1	1月1日: 0.5mg/日、経口、7日
		k=1, f=2	1月8日: 1mg/日、経口、7日
		k=1, f=3	1月15日~29日: 1mg/回、一日2回、経口 (投与中止)
		i=1	1月29日: (E.i.1) = 悪夢; (E.i.7=1-回復)
		G.k.4.r 投与量及び 関連情報	
		G.k.9.i 医薬品と副作用/ 有害事象のマトリクス	

フォローアップ ICSR:
その後、2週間後に薬剤の投与を再開したところ（投与量、期間、及び医薬品に対して取られた処置は不明）、副作用／有害事象が再発した。

フォローアップ情報

投与1

投与2

投与3

投与4

悪夢が発現したため、
投与中止

再投与
投与量等不明

悪夢

悪夢再発
(転帰：不明)

回復

親の要素	親の値	子の要素	子の値
C.1.5 本報告の最新情報入手日	3月15日		
G.k.2 医薬品の識別	k=1 '禁煙補助薬'		
G.k.8 医薬品に対して取られた処置	k=1 '不明'		
		G.k.4.r 投与量及び関連情報	k=1, r=1 1月1日: 0.5mg/日、経口、7日間 k=1, r=2 1月8日: 1mg/日、経口 7日間 k=1, r=3 1月15日~29日: 1mg/回、一日2回、経口 (投与中止) k=1, r=4 2月13日: 不明、不明
		G.k.9.i 医薬品と副作用/有害事象のマトリクス	i=1 1月29日: (E.i.1) = 悪夢; G.k.9.i.4 = 1 はい-はい (再投与を行い、副作用が再発した); (E.i.7=0-不明)

